

名古屋短期大学 学 則

(昭和30年4月1日制定)

[改正の沿革]昭和37年12月1日、昭和42年4月1日、昭和46年4月1日、昭和47年4月1日、昭和48年4月1日、昭和50年4月1日、昭和50年7月1日、昭和52年4月1日、昭和53年4月1日、昭和54年4月1日、昭和55年4月1日、昭和56年4月1日、昭和61年4月1日、昭和63年4月1日、平成元年4月1日、平成2年4月1日、平成3年4月1日、平成4年4月1日、平成5年4月1日、平成6年4月1日、平成8年4月1日、平成9年4月1日、平成10年4月1日、平成11年4月1日、平成12年4月1日、平成13年4月1日、平成14年4月1日、平成15年4月1日、平成16年4月1日、平成18年4月1日、平成19年4月1日、平成20年4月1日、平成21年4月1日、平成22年4月1日、平成23年4月1日、平成25年4月1日、平成26年4月1日改正、平成27年4月1日改正、平成28年4月1日改正、平成29年4月1日改正、平成30年4月1日改正、

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 本学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に従い、学校法人桜花学園の設置目的である信念ある女性を育成することを基本目的として、深く専門の学術技能を教授研究し、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するとともに、職業または实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とする。
- 2 保育科は、人類の福祉と子どもの最善の利益に貢献できる有為な保育者の育成、英語コミュニケーション学科は、英語によるコミュニケーション能力を持ちグローバル化した社会で活躍できる人間の育成、現代教養学科は、現代を創造的に生き抜くための英知を持った人間の育成、を教育目的とする。
- 3 第1項および第2項の他、卒業認定・学位授与に関する方針、教育課程の編成方針、入学者受け入れ方針については別に定める。

第2章 自己評価等

(大学評価)

- 第2条 本学は、教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。
- 3 大学評価に関することは、別に定める。

(教育内容等の改善)

- 第3条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。
- 2 前項の委員会については、別に定める。

第3章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第4条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
保 育 科	240人	480人
英語コミュニケーション学科	80人	160人
現 代 教 養 学 科	105人	210人

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は2年とする。

ただし、4年を超えて在学することはできない。

第4章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第6条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第7条 学年を次の2学期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

ただし、必要に応じ、学長は休業日を臨時に変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 春季休業 3月21日から3月31日まで
- (4) 夏季休業 7月11日から9月10日まで
- (5) 冬季休業 12月26日から翌年1月4日まで
- (6) 本学園の創立記念日 6月10日

2 前項各号に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第9条 授業科目の種類及び単位数等は、別表1のとおりとする。

2 その他、授業科目に関して必要な事項は別に定める。

(教職課程等の授業科目)

第10条 前条に定めるもののほか、教育職員免許法施行規則に定める教職に関する専門教育科目及び児童福祉法施行規則に定める保育士資格に関する専門科目を置く。

2 授業科目の種類及び単位数等は、それぞれ別表3及び別表4のとおりとする。

(履修登録)

第11条 学生は、毎学期の当初に履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。

(授業期間)

第12条 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業の方法)

第13条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。第2項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

4 文部科学大臣が定めるところにより、第1項の授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第14条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

(2) 演習科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 実験、実技、実習科目については、45時間の授業をもって1単位とする。

ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

(4) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は、実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目の単位については、学修の成果を考慮して、本学において定める単位とする。

(単位の授与)

第15条 1授業科目を履修した者に対しては、試験の上所定の単位を与える。

ただし、前条2項については試験によらず学修の成果を評価し、単位を与えることができる。

(成績の評価)

第16条 成績の評価は秀・優・良・可・不可の5段階とし、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

2 成績と評価の対応は、次のとおりとする。

成 績				評 価
100	—	90	点	秀
89	—	80	点	優
79	—	70	点	良
69	—	60	点	可
59	—	0	点	不可

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第17条 他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、30単位を限度として単位を与えることができる。

2 前項の規定は、外国の短期大学又は大学に留学する場合においても準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第18条 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第19条 入学前に短期大学又は大学において履修した授業科目の単位を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により履修したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、30単位を超えないものとする。

ただし、第17条第2項により本学においてみなす単位数と合わせて45単位を超えないものとする。

第6章 入学、再入学、転入学、休学、転科、退学、除籍及び復籍

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学の資格)

第21条 本学に入学できる者は、女子であつて、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他、18歳に達し、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の志願手続)

第22条 入学志願者は、本学所定の入学志願書に入学検定料及び次の各号に掲げる書類を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 第20条に該当することを証明する書類、又は修了見込みを証明する書類
- (2) 出身高等学校長、若しくはこれに類する者の作成した調査書

(入学者の選考)

第23条 入学志願者に対しては、選考の上、合格者を決定する。

- 2 入学選考の期日及び方法については、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第24条 合格した者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書その他本学所定の書類に入学金を添えて提出しなければならない。

- 2 学長は前項の手続を完了した者に対して入学を許可する。
- 3 学長は正当な理由がなく、前項に規定する手続をしない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

(保証人)

第25条 保証人は、入学者にかかわる一切の責任を負うことのできる者でなければならない。

- 2 本人若しくは保証人の身分の変動又は住所の変更等があった場合は、直ちに届け出なければならない。

(再入学・転入学)

第26条 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、審査の上、教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い等については、別に定める。

(休学)

第27条 疾病又はやむを得ない理由により引き続き3ヶ月以上修学することのできない者は、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。休学期間は、通算して2年を超えることができない。

- 2 病気を理由とする休学願は医師の診断書を、その他の理由による休学願は保証人連署による理由書を添付しなければならない。
- 3 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、さらに1年以内の期間に限り休学を許可することがある。休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 4 休学の期間は第5条のただし書きの在学年数には算入しない。
- 5 休学期間中は授業料等の徴収はしない。

(復学)

第28条 休学期間満了の者、又は休学期間中においてもその理由が消滅した者は復学願を提出し、学長にその許可を得て復学することができる。

- 2 病気が治癒したことを理由とする復学願には、医師の診断書を添付しなければならない。

(転 科)

第29条 転科を希望する者には、審査の上、教授会の議を経て、学長が許可することがある。

- 2 転科に関して必要な事項は別に定める。

(退 学)

第30条 疾病又はやむを得ない理由により退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

- 2 病気を理由とする退学願には医師の診断書を、その他の理由による退学願には保証人連署による理由書を添付しなければならない。

(除 籍)

第31条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第5条に定める在学年限をこえた者
- (2) 第26条第3項に定める休学期間をこえて、なお修学できない者
- (3) 長期間にわたり行方不明の者
- (4) 正当な理由がなく、授業料等を滞納し、督促してもなお納付しない者
- (5) 在学中に死亡した者

(復 籍)

第32条 「除籍」となっている者のうち、次の場合にあっては、直近の教授会の議を経て、「復籍」することができる。

- (1) 長期間にわたる行方不明により除籍された者が、復籍を願い出た場合
- (2) 授業料等未納により除籍をされた者が、未納授業料等を納入し、復籍を願い出た場合

第7章 卒業等

(卒 業)

第33条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表1に定めるところにより62単位以上を修得しなければならない。

- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき62単位以上のうち、第13条第2項の授業の方法により修得する単位数は30単位を超えないものとする
- 3 前項に定める授業科目及び単位数を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業を認め、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(免許状等の取得)

第34条 本学において取得することができる免許状及び資格の種類は次のとおりとする。

学 科 名	免許状及び資格の種類
保 育 科	幼稚園教諭2種免許状
英語コミュニケーション学科	中学校教諭2種免許状 外国語(英語)
保 育 科	保育士資格

- 2 前項の教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法施行規則に定める別表3の授業科目並びに単位数以上を修得しなければならない。
- 3 第1項の保育士資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則に定める別表4の授業科目並びに単位数以上を修得しなければならない。

第8章 賞 罰

(表 彰)

第35条 学長は、教授会の議を経て、他の模範となる学生を表彰することがある。

(懲 戒)

第36条 学長は、教授会の議を経て、教育上必要と認める学生に懲戒を加えることがある。

- 2 懲戒の種類は訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当な理由がなく、出席常でない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第9章 授業料、入学金及び入学検定料等

(納付金)

第37条 入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費等(以下「授業料等納付金」という。)の額は、別表5のとおりとする。

- 2 授業料等納付金は、前期(納付期間4月)及び後期(納付期間10月)に分けて納付しなければならない。
- 3 授業料等の納付手続等については、別に定める。
- 4 既納の授業料等納付金は、原則として返還しない。

第10章 教職員組織

(教職員組織)

第38条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

- 2 教職員に関する規程は、別に定める。
- 3 本学は、教育及び学術上功績があった者に名誉教授の称号を授与することができる。
- 4 名誉教授称号授与に関する規程は、別に定める。

第11章 教授会

(教授会)

第39条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は学長、教授、准教授、専任の講師及び助教をもって組織する。

(教授会の招集)

第40条 教授会は学長が招集する。

(教授会の審議事項)

第41条 教授会は、次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定するにあたり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に定めるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が、教授会の意見を聴くことが必要と認めるもの
- 2 教授会は前項に定めるもののほか、教育研究に関する次の事項を審議し、学長の求めに応じ意見を述べることができる。
 - (1) 学則その他重要な規則の制定、改廃に関する事項
 - (2) 教育課程及び授業に関する事項
 - (3) 試験に関する事項
 - (4) 休学、転科、退学、除籍、復籍等に関する事項
 - (5) 学生の厚生補導に関する事項
 - (6) 学生の賞罰に関する事項

- (7) 教員の人事に関する事項
- (8) 自己点検評価に関する事項
- (9) その他教育研究上必要と認める重要事項

第12章 専攻科

(専攻科)

第42条 本学に専攻科を置く。

2 専攻科は、短期大学における教育の基礎の上に、専攻領域に関する事項を教授し、研究を指導することを基本目的とする。

保育専攻は、保育に関する一層の専門的力量を養い、時代の要請に応えられる幼児教育者の養成並びに幼児教育の有資格者に対するリカレント教育を行うこと、英語専攻は、高い実践的な英語力を養成し、英語という言語と英語圏の文化に関わる研究を深め、より専門的な領域で活躍できる人材を育てること、を教育目的とする。

3 専攻科の学生定員は次のとおりとする。

名 称	入学定員	収容定員
専攻科保育専攻	20人	40人
専攻科英語専攻	7人	14人

4 専攻科の修業年限は2年とし、在学することのできる年限は4年とする。

(専攻科の入学資格)

第43条 本学の専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (3) その他本学の専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(専攻科の教育課程)

第44条 本学の専攻科において開設する授業科目の種類及び単位数等は別表2-1、別表2-2のとおりとする。

(専攻科の修了等)

第45条 専攻科を修了するためには、学生は2年以上在学し、別表2-1、別表2-2に定めるところにより、保育専攻50単位以上、英語専攻44単位以上を修得しな

なければならない。

- 2 前項に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が修了を認定する。
- 3 学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(学位及び免許状等の取得)

第46条 専攻科を修了し、学校教育法第104条第4項及び学位規則の定めるところにより所定の要件を充たした者は、学士の学位を取得することができる。

- 2 幼稚園教諭2種免許状取得者であって、教育職員免許法施行規則の定めるところによる別表2の科目履修をし、前項の学位を取得した者は、幼稚園教諭1種免許状を取得することができる。

(専攻科の検定料、入学金、授業料等)

第47条 本学の専攻科の検定料、入学金、授業料等の金額は、別表5のとおりとする。

(その他)

第48条 本学の専攻科に関し本章に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

第13章 科目等履修生

(科目等履修生)

第49条 本学の特定授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて教授会の議を経て、学長が科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

第14章 研究生

(研究生)

第50条 本学で特定課題について指導を受けようとする者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて教授会の議を経て、学長が研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

第15章 図書館

(図書館)

第51条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

第16章 研究所

(研究所)

第52条 本学に研究所を置く。

2 研究所に関する規程は、別に定める。

第17章 公開講座

(公開講座)

第53条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第18章 雑則

(委任)

第54条 この学則を施行するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。